

<第20条（契約の復活）>

変更前	変更後
<p>① 契約者は、契約が効力を失った日から起算して3年以内で、かつ、年金開始日前ならば、必要書類（別表7）を提出して、契約の復活を請求することができます。ただし、すでに解約返戻金の請求があったときを除きます。</p> <p>② 会社が契約の復活を承諾したときは、次の時から契約上の責任を負います。</p> <p>(1) 復活を承諾した後に会社の指定した日までに延滞保険料（これに対する<u>年6%の割合により計算した</u>利息を含みます。以下本条において同じ。）を受け取った場合 延滞保険料を受け取った時</p> <p>(2) 延滞保険料を受け取った後に復活を承諾した場合 延滞保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、その告知の時）</p> <p>③ 保険料の自動貸付（第18条）または契約者に対する貸付（第46条）による貸付元利金が解約返戻金額を超えたことによって効力を失った契約を復活するときは、延滞保険料とあわせて会社所定の金額を払い込んでください。</p>	<p>① 契約者は、契約が効力を失った日から起算して3年以内で、かつ、年金開始日前ならば、必要書類（別表7）を提出して、契約の復活を請求することができます。ただし、すでに解約返戻金の請求があったときを除きます。</p> <p>② 会社が契約の復活を承諾したときは、次の時から契約上の責任を負います。</p> <p>(1) 復活を承諾した後に会社の指定した日までに延滞保険料（これに対する利息を含みます。以下本条において同じ。）を受け取った場合 延滞保険料を受け取った時</p> <p>(2) 延滞保険料を受け取った後に復活を承諾した場合 延滞保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、その告知の時）</p> <p>③ <u>前項第1号に定める延滞保険料に対する利息は、法定利率により計算します。この場合、適用する法定利率は、払い込まれていない各保険料の払込期月における法定利率とします。ただし、法定利率が年6%を超える場合は年6%の利率により計算します。</u></p> <p>④ 保険料の自動貸付（第18条）または契約者に対する貸付（第46条）による貸付元利金が解約返戻金額を超えたことによって効力を失った契約を復活するときは、延滞保険料とあわせて会社所定の金額を払い込んでください。</p>